

平成 30 年 10 月 30 日

地域未来投資促進法の基本計画に新たに同意しました

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づき、関係省庁（総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）と共に、10 月 30 日付けで東京都江戸川区の基本計画に同意しました。

関東経済産業局では、引き続き、管内において地域経済牽引事業の創出を促進してまいります。

1. 概要

経済産業省は、関係省庁と共に、地域未来投資促進法に基づき、東京都及び江戸川区が共同で策定した新たな基本計画に 10 月 30 日付けで同意しました。

同意された基本計画に定められた促進区域内で地域経済牽引事業を予定している民間事業者等は、同計画に基づき「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事等による承認を受けることで各種支援措置を受けることができます。主な支援策については、下記 URL をご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

2. 同意した基本計画の内容について

基本計画では、地域の特性とそれを活用する分野（「成長ものづくり」、「農林水産・地域商社」、「第四次産業革命」、「観光・スポーツ・文化・まちづくり」、「環境・エネルギー」、「ヘルスケア・教育サービス」等）を定めることができます。

今回同意した基本計画における分野は、機械器具製造業・金属製品製造業等の産業集積を活用した「成長ものづくり分野」が設定されています。

なお、基本計画の概要は別紙のとおりです。

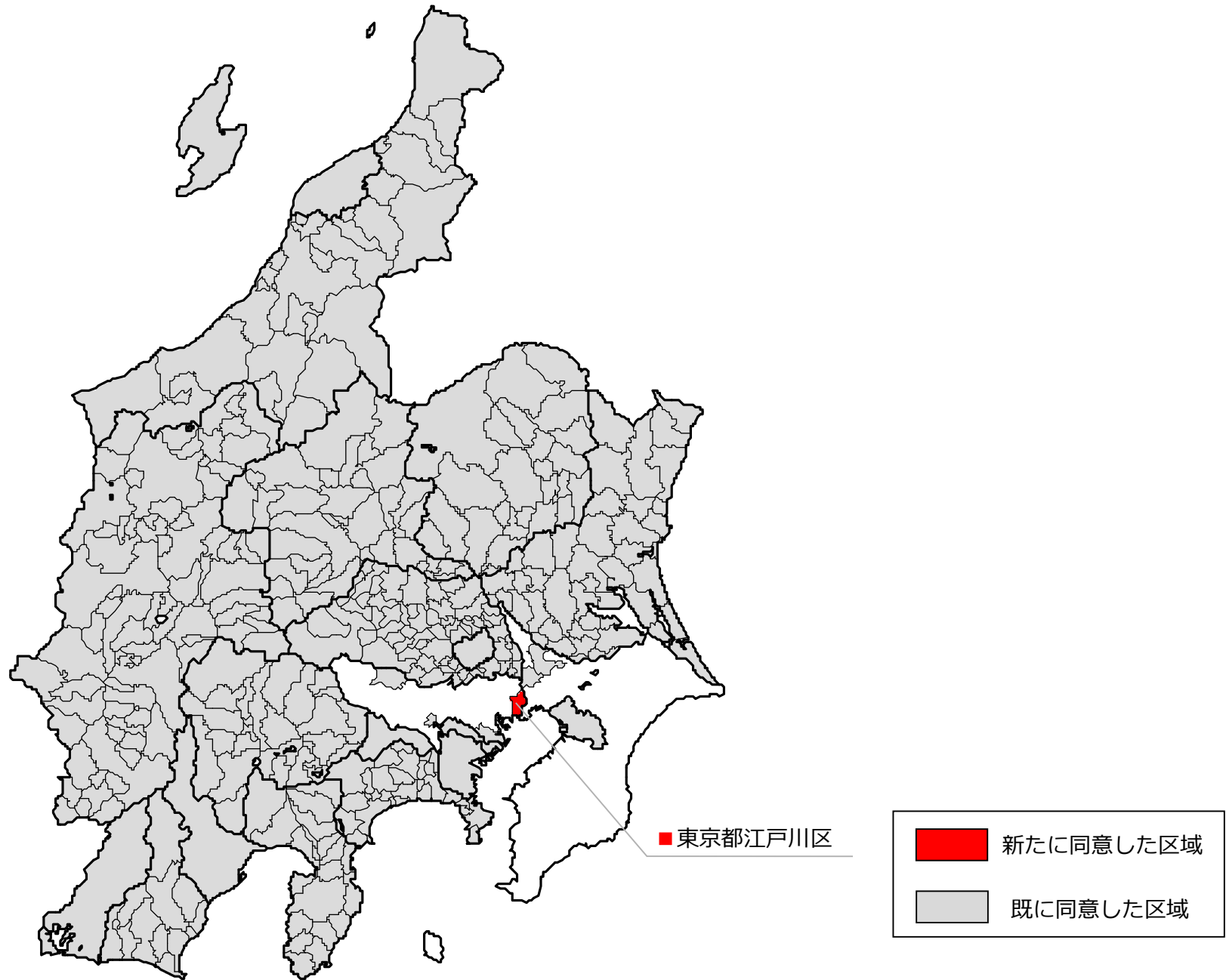
（本発表資料の問合せ先）

関東経済産業局地域経済部企業立地支援課長 酒匂正広

担当者：横川、飯島、佐藤、内川

電話：048-600-0272（直通）

048-601-1293（FAX）



東京都江戸川区における基本計画の概要

計画のポイント

本区では、機械器具製造業・金属製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野への展開を推進するため、支援制度の充実、事業継続支援の展開など、積極的に製品開発に取り組む中核的な企業を中心に成長を支援し、同時に企業間連携や様々な支援策を通じて周辺企業の底上げを図ることにより、質の高い雇用を創出し、地域内に波及して好循環を生む状況を目指していく。

促進区域

東京都江戸川区

経済的効果の目標

1件あたり平均115.04百万円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの事業が促進区域で1.45倍の波及効果を与え、促進区域で約501百万円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること】

- 江戸川区の機械器具製造業・金属製品製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- 付加価値増加分：11,504万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：2%増加
- 雇用者数：4%増加
- 売上げ：2%増加
- 雇用者給与等支給額：6%増加

制度・事業環境の整備

- 新製品・新技術開発支援事業、企業価値向上の支援、販路開拓支援、人材育成・人材確保支援などの助成金、制度融資等の制度の整備
- ホームページ「えどがわ産業ナビ」による事業者公開の整備
- 相談窓口の設置
- 事業承継を推進する6010(ロカルイタル)金土公連携プログラム
- 区内事業継続を推進する「ものづくり産業の操業環境整備支援」

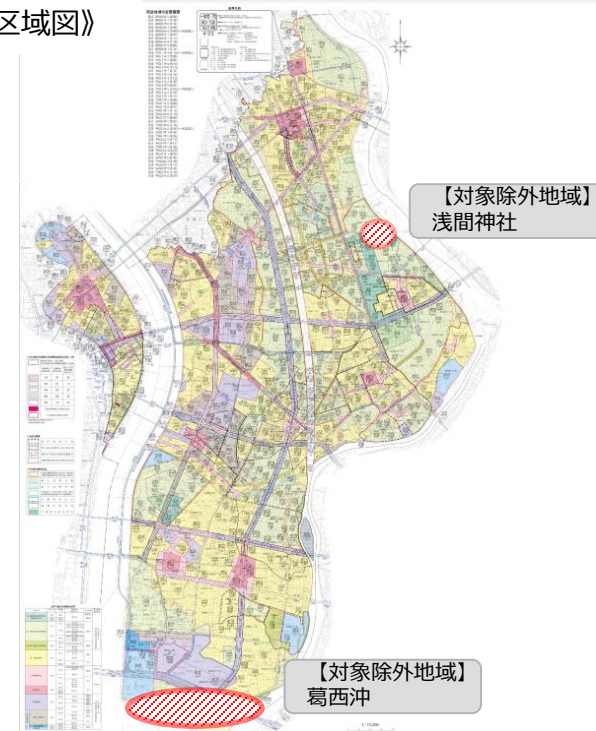
地域経済牽引支援機関

公益財団法人東京都中小企業振興公社城東支社、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター城東支所、東京商工会議所江戸川支部、一般社団法人江戸川工場協会、株式会社日本政策金融公庫江東支店

計画期間

計画同意の日から平成35年度末日まで

《促進区域図》



《区内で取り組む機械器具製造業の一例》

